

原子力発電所等に関する特別委員会会議日程  
平成27年12月7日(月) 午前10時  
富岡町郡山事務所 桑野分室

開議 午前9時58分

出席委員(13名)

委員長	渡辺英博君	副委員長	安藤正純君
1番	堀本典明君	2番	早川恒久君
3番	遠藤一善君	4番	宇佐神幸一君
5番	渡辺光夫君	6番	山本育男君
7番	高野泰君	8番	黒沢英男君
9番	高橋実君	10番	渡辺三男君
11番	三瓶一郎君		

欠席委員(なし)

説明のための出席者

町長	宮本皓一君
副町長	齊藤紀明君
教育長	石井賢一君
参事官兼者	斉藤真一君
総務課長	伏見克彦君
人事課長	滝沢一美君
企画課長	林紀夫君
税務課長	三瓶雅弘君
参事官兼長	猪狩隆君
住民課長	植杉昭弘君
参事官兼長	横須賀幸一君
参事官兼農業委員会事務局長	阿久津守雄君
復興推進課長	深谷高俊君

復 旧 課 長	三 瓶 清 一 君
参 事	郡 山 泰 明 君
教育総務課長	石 井 和 弘 君
いわき支所長	渡 辺 弘 道 君
参事大玉出張所長	三 瓶 保 重 君
参事生活支援課長	林 志 信 君
拠点整備課長	竹 原 信 也 君
安全部対策課長佐	飯 塚 裕 之 君
安全部子力対策課長	遠 藤 淳 君
原対策係	

#### 職務のための出席者

議 長	塚 野 芳 美
参事務局事務会長	佐 藤 臣 克
議会事務局長	大 和 田 豊 一

#### 説明のため出席した者

代表執行役副社長 福島復興本社代表 兼福島本部長 兼原子力・立地 本部副本部長	石 崎 芳 行 君
福島復興本社 福島本部復興 推進室副室長	塩 原 秀 久 君
福島復興本社 福島本部 郡山補償相談 センター所長	茨 木 久 美 君
福島復興本社 福島本部 郡山補償相談 センター部長	星 秀 俊 君
福島第二原子力 発電所副所長	佐 藤 隆 之 君

#### 付議事件

1. 原子力発電所通報連絡処理（平成27年8月・9月・10月分）について
2. 東京電力（株）福島第一原子力発電所1～4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況について
3. その他

開 会 (午前 9時58分)

○開会の宣告

○委員長（渡辺英博君） 皆さん、おはようございます。若干定刻より早いですが、全員そろっていますので、ただいまより原子力発電所等に関する特別委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は13名、全員であります。

町執行部からの出席者は、町長、副町長、教育長、安全対策課長ほか各課の長であります。また、本日は説明のため、東京電力より石崎代表を初め担当者の方においでいただいております。職務のための出席者は、議長、議会事務局長、庶務係長であります。

本日の委員会は公開にしたいと存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 異議なしと認め、そのように決します。

それでは、本特別委員会に町長が出席しておりますので、町長よりご挨拶をいただきます。

町長。

○町長（宮本皓一君） 皆さん、おはようございます。本日の原子力発電所等に関する特別委員会の開催に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

福島第一原子力発電所構内の廃炉に向けた取り組みであります。1号機原子炉建屋カバー、屋根パネルの取り外し作業が10月5日に完了し、散水設備設置に支障となる鉄骨の撤去に向け、現在飛散防止材の散布、コンクリート片などの小瓦れきの吸引作業など、使用済み燃料取り出しに向け、着々と進めております。また、汚染された地下水の海洋への流出を防ぐため行われていた海側遮水壁の閉合作業が10月26日に完了し、港湾内の海水中の放射性物質濃度に低下傾向が確認されるなど、これによって汚染水対策が大きく前進したものと考えております。

なお、陸側遮水壁については海側の凍結管設置工事が11月9日に完了し、今後配管の設置工事が行われる予定です。引き続き町といたしましても、安全かつ確実に廃炉作業が実施されるよう関係機関と連携し、厳しく監視を行ってまいりたいと考えております。

さて、本日の委員会では、8月から10月分の通報連絡処理の説明、また中長期ロードマップに基づく廃炉作業の進捗状況について東京電力より説明がありますので、委員の皆様には慎重なご審議を賜りますようお願いを申し上げ、私からの挨拶といたします。

○委員長（渡辺英博君） ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に入ります。

付議事件1、原子力発電所通報連絡処理（平成27年8月・9月・10月分）について議題といたします。

安全対策課長より説明を求めます。

安全対策課長。

○参事兼安全対策課長（横須賀幸一君） おはようございます。原子力発電所通報連絡処理については、担当係長より説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 係長。

○安全対策課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） それでは、原子力発電所通報連絡処理、平成27年8月から10月分についてご説明をさせていただきます。お配りしております資料の1ページをお開きください。福島第一原子力発電所からの期間中の通報件数は、下表のとおり1,273件となっており、そのうち原子力災害対策特別措置法25条による通報が951件となっております。

それでは、通報内容の主なものをご説明させていただきますが、説明の前にナンバー2、公表区分Aの福島第一原子力発電所での作業員の負傷者発生については、8月8日に発生したバキューム車後部タンク蓋操作中における挟まれ死亡災害についてであり、前委員会におきまして東京電力より説明がありましたので、省略とさせていただきます。

初めに、ナンバー9についてご説明いたします。9月29日午前5時29分ごろ、集中廃棄物処理施設高温焼却炉建屋のサンプリングラックから水が漏れていることが確認され、同日午前6時31分サンプリングライン10カ所の弁を閉止し、午前8時2分漏えいの停止が確認されております。漏えいした水は、当該建屋内にとどまっており、建屋外への流出のないことが確認されております。漏えいした水は、第二セシウム吸着装置、いわゆるS A R R Yのサンプリングラインの水で、漏えい範囲は約3メートル掛ける約4メートル。漏えい量は、回収量より約210リットルとされ、同日午後0時20分に回収されております。原因については、排水用ホースを床面から約40から50センチ持ち上げ強く縛られたことによって、ホースからの排水可能な量が減少したため、流入量が排水量を上回り、逆流し、溢水したものと報告されております。

なお、今回の事象を受けまして持ち上げ禁止等の注意喚起を行うなど対策が講じられております。

次に、ナンバー12についてご説明いたします。10月19日午前7時36分ごろ、構内の淡水化装置において異常警報が発生したため、現場状況を確認したところ、同日午前7時55分に同装置の処理水槽付近から水の漏えいが確認され、確認と同時に同装置が停止されております。漏えいした水は、堰内にとどまっており、外部への流出はなく、午前8時10分ごろ漏えい箇所近傍に設置されている弁を閉とし、漏えいの停止が確認されております。原因については、破損した弁より疲労破壊特有のしま模様が存在していることから疲労破壊とされており、漏えい範囲は約10メートル掛ける約10メートル。深さは、約10ミリであり、漏えい量は約1立方メートル。リットルに換算しますと、1,000リットルと報告されております。

なお、当該配管は今後使用する予定がないことから撤去し、閉止後に通水漏えい試験が行われ、健全性が確認されております。

次に、福島第二原子力発電所の通報実績についてご説明させていただきます。資料の2ページをお開きください。福島第二原子力発電所からの期間中の通報件数は下表のとおり36件となっております

通報内容の主なものとして、ナンバー1からナンバー5、ナンバー9、ナンバー17について関連がありますので、一括してご説明させていただきます。8月26日から10月10日にかけて1号機格納容器、圧力抑制室内の内面及び構造物について水中作業による目視点検が実施されました。点検の結果、構造物の表面の一部に塗装の剥離やさびが認められましたが、変形や損傷等の異常がないことが確認されております。また、点検期間中の8月27日、8月31日、9月2日、9月4日に圧力抑制室内底部に異物が発見され、回収されております。

なお、異物による外部への放射能の影響はないことが報告されております。

以上が福島第一及び福島第二原子力発電所からの8月から10月分の通報実績となります。

なお、資料の3ページから11ページに福島第一の通報内容、また12ページから15ページに福島第二の通報内容を掲載しております。また、16ページに期間中の発電所状況確認の内容を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

私からの説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。ないですか。

9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） この異物というのは、どこから出た物で、どういう物なのですか。

○委員長（渡辺英博君） 係長。

○安全対策課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） 異物につきましては、一つ平成25年11月5日にLEDライト、ハンディライトというのが検査上に使われるライトなのですが、そちらのライトがサブレッショングールという場所に落下したというようなものがございまして、そちらの異物等も発見…今回発見されたものにつきましては10月なのですが、平成25年に作業中に落ちた物がございまして、今回点検等を行った際にその物が改めて発見されたということになります。

ほかにつきましては、このライト以外にもいろいろ、以前ですとカラビナと呼ばれるようなものにつきましても同じような底部のほうに落ちておりまして、その分も、それに関連するような異物も一緒に発見されております。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 今までの報告の中で落下物関係、わかる範囲内で、いつ、どういうものをおっこったとわかるのであれば、みんなピックアップして、実際それがどこで回収したとか回収していないとかという把握も必要だし、あとさっきの説明の中でも使用していない配管関係は廃止したとか、そういうときには必ず東電のほうにもう一回全部見直してくださいとか、そういう要らないものが下手にあって困るものは撤去すればいい。あとはもう配管関係も排水パイプ関係、地上から30センチ、40センチ動かしてどうのこうので、たるんで云々といつても、それをどういうようなふうに対応する

のだが。仮に使っているもので、管径の直径の2分の1以下の流速幾らだったら地面にべたっと置いた状態で、塩ビ管ないし、サニーホースないし、蛇腹パイプにしても。物によっては、凍結という問題も出てくるから、そこら辺もちょっと大変だとは思うけれども、問いただす、自分なりに調べる、してやらないと後々困るようなことになるかもしれないから、そこら辺十二分申し入れきっちりしていってください。お願いします。

終わります。

○委員長（渡辺英博君） 係長。

○安全対策課原子力事故対策係長（遠藤 淳君） これからいろいろと、今1Fにつきましても、安全監視協議会等含めていろいろ視察しておりますが、私どもいろいろと勉強させていただきまして、これから1Fの監視をもっと強化させていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○9番（高橋 実君） はい。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で付議事件1を終わります。

次に、東京電力（株）第一原子力発電所中長期ロードマップの進捗状況について、東京電力に説明を求めておりますので、直ちに入室を許可いたします。

暫時休議します。

休 議 (午前10時12分)

---

再 開 (午前10時14分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

付議事件2、東京電力（株）福島第一原子力発電所1号機から4号機の廃止措置等に向けた中長期ロードマップの進捗状況についてを議題といたします。

説明出席者は東京電力、石崎代表を初め、担当者の皆様であります。お手元に配付した名簿のとおりでございます。ごらんいただきたいと思います。

まず、東京電力を代表いたしまして、石崎代表よりご挨拶をいただき、その後各担当者に簡単に自己紹介をお願いいたします。

石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） おはようございます。東京電力、福島復興本社代表の石崎でございます。

まずは、私たちの原発事故で今なお富岡の皆さんを初め、福島の皆さん、社会の皆さんに大変なご

迷惑、ご心配をおかけし続けていることを改めまして深くおわび申し上げます。本当に申しわけございません。

そういう中ではございますけれども、きょうこういうご説明のお時間をいただいて、本当にありがとうございます。現場を時々皆様方にもご観察をいただいておりますけれども、福島第一のほうは毎日7,000人の作業員の方に入っていただいて、進捗しているところはかなり進捗をしているというような状況であります。しかし、まだまだ厳しい現場でございますので、これからも安全最優先で、しっかりとご心配をおかけしないように、これからも7,000人の作業員の皆さんと、そして社員も1,200名ほどかかわっておりますけれども、精いっぱいやってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

本日は、限られた時間ではございますけれども、私どもの現状をしっかりとご説明をさせていただき、そしてまた皆様方からいろいろご指導いただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君）　自己紹介。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君）　復興推進室、技術担当をしております塩原と申します。本日ご説明をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター所長（茨木久美君）　郡山補償相談センターの茨木と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター部長（星　秀俊君）　郡山補償相談センターの星と申します。よろしくお願ひいたします。

○福島第二原子力発電所副所長（佐藤隆之君）　福島第二原子力発電所、副所長の佐藤でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君）　ありがとうございました。

それでは、早速付議事件に関する説明を求めます。

塩原さん。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君）　お手元にA3の資料があるかと思いますけれども、こちらを使いまして福島第一の現状につきましてご説明をさせていただきたいと思います。まず、1ページ目でございますけれども、これは大きな流れにつきまして書いてございます。上の段が廃炉の話、下の段が汚染水の話でございます。

上の段、廃炉につきましては右のほうに写真があるかと思いますけれども、1号機の建屋カバーの解体を進めてまいりましたが、無事屋根パネルの解体が終わったということです。無事といいますのは、ダストの飛散防止につきまして大変なご心配をさせてしまったところでございますけれども、結果としましてダストの飛散なく、この屋根パネルの解体が無事に進んだという状況でございます。今後支障鉄骨の撤去等をやりまして、散水装置を設置してまいります。その後に壁面のカバーの解体という段取りで進めていきたいと思います。引き続きダスト飛散をしないように慎重にやっていきたい

と考えているものでございます。上段につきましては、以上になります。

下の段でございますけれども、汚染水対策について書いてございます。左のほうに方針1から方針3まで、①から⑨までの9つの対策を同時並行で進めてございます。この中で、先日⑧、海側遮水壁の設置ということでございます。後ほど後ろのページでご説明させていただきますけれども、これができましたので、方針1、汚染源を取り除く、また方針3、汚染水を漏らさない、こちらにつきましては、ほぼほぼできつつあるという状況でございます。今後は、方針2に書いてございます⑤でございますけれども、凍土方式の陸側遮水壁、こちらの工事を現在鋭意進めているところでございます。年度内中の凍結開始に向けて頑張っているところでございます。

概略としましては以上になります。細かい話につきましては、次のページをもとにご説明させていただきたいと思います。

こちらに囲み記事が幾つかあるかと思いますけれども、左上のほうからご説明させていただきたいと思います。雑個体廃棄物焼却設備試験運転の開始と書いてございます。この焼却設備につきましては、敷地内で使用しましたタイバック等の保護衣、そういうものを主に焼却する設備でございます。若干放射性物質で汚れたものを焼却する形になるかと思います。現在コールド試験といいまして、放射性物質が付着していないごみ、こちらを燃やすことによりまして装置の性能の確認を進めているところでございます。こちらが11月25日より開始してございまして、今年度中の運用開始を予定しているものでございます。

続きまして、上段中ほどのところでございますけれども、労働環境改善に向けた作業員の方々へのアンケートの結果が出ましたということでございます。今回6回目となりますけれども、今回の特徴としましては今までのアンケートの中で一番いいスコアが出たということでございます。比較的満足している、よいというようなご回答があったというところでございます。ただ、1点、入隊機管理場までのアクセスがちょっと大変だというお話でございます。これは、駐車場がないとか、現在敷地内作業をしておりまして、アクセスルートが長くて雨の日とかぬれてしまうというようなお話でございました。雨の日ぬれる件につきましては、工事が終わりますと解消するところではございますけれども、駐車場がないということにつきましては、構外または構内の駐車場をふやすということで、現在対策を進めてございます。また、休憩所につきましても2カ所ほど拡張する、また敷地外にも1カ所仮設の休憩所をつくるというような対策を今進めているところでございます。さらに、汗をかいた状態で帰るというのはちょっと大変だ、風邪を引いてしまうということがございますので、シャワー設備の設置などを今進めている状況でございます。今後も引き続き作業者の方々のご意見を伺いながら、作業環境の整備をしていくということで進めているところでございます。

上段右側でございますけれども、2号機の原子炉建屋の上部、こちらは水素爆発で壊れていなかつたわけですけれども、使用済み燃料を取り出すために何らか解体はしなくてはいけないという話は以前にもしておりますけれども、今回その解体の範囲を決めましたというお知らせでございます。こ

ちらにつきましては、できるだけ早く燃料を取り出すことによってリスクを下げるということ。また短い時間で工事をするに当たっては、全体を解体したほうがいいという判断をしたというものでございます。なお、今後この解体までの時間を使いまして飛散防止の対策、またその検証等を進めていきまして、ダストの飛散防止、また作業者の安全を確保するということを念頭に作業を進めるということでございます。実際の解体につきましては、来年度の第2・四半期以降の作業になるというふうに予定してございます。

その下でございますけれども、滞留水移送設備からの堰内への漏えいということが書いてございます。幾つか書いてございます。11月2日に高性能多核種除去設備、また11月5日には蒸留水の移送設備配管、また15日には淡水化装置からの漏えい等々が発生しておりますが、いずれの漏えいにつきましても量としましては多くなく、堰内にとどまっているものでございます。このうち高性能ALPSにつきましては11月12日、滞留水移送設備につきましては11月12日に運転を再開しているという状況でございます。淡水化装置につきましては、現在原因調査中ということでございます。

下段の中側でございますけれども、陸側遮水壁の工事の進捗状況でございます。こちらにつきましては、山側の3辺、山側と南北の3辺につきましては既に工事が終了しておりますが、海側の1辺につきましては現在作業を進めている状況でございます。その作業の中で、縦の配管、凍結管を入れる配管でございますけれども、こちらの配管工事につきましては全て終了した状況でございます。現在冷媒を回します横側の配管、この敷設を進めておりまして、海側のほう3分の1ぐらいは現在完了してございます。残り北側3分の2を現在進めている状況になってございます。先ほどご説明しましたように、こちらにつきましては今年度中の凍結を目指して鋭意頑張っている状況でございます。

最後になりますけれども、これは非常にいいニュースかと思いますけれども、先ほど前のページでお話ししました海側遮水壁、これが閉合できたということでございます。10月26日に閉合ができまして、中にグラフがあるかと思いますけれども、上のグラフは海側遮水壁の陸側の地下水位の変動を示しております。地下水位が上がってきているのがわかるかと思います。これは、海側に地下水が流れ出ないがために上がってきているものです。このグラフの一番右端のほうにぎざぎざ折れ線になっているかと思いますけれども、地下水がかなりたまりましたので、地下水ドレン、5つの井戸からくみ上げを開始しましたので、このようなぎざぎざの形になっているということでございます。下のほうのグラフは、この遮水をしたことによりまして取水口の部分の海水の汚染状況を示しております。左のほう、200とか100とか超えたような値が、青いのが全ベータでございますけれども、赤い線の以降はだんだん下がってきているのがわかるかと思います。まだ具体的にどのぐらいの効果があったということは評価できておりませんけれども、今後こういうデータを積み上げまして評価をしてまいりたいと考えているものでございます。

そのほか幾つかご説明させていただきたいと思いますが、8分の4ページを見ていただきたいのですが、このページの右側、矢羽根の1つ目でございますけれども、サブドレンほか水処理施設の状況

についてと書いてございます。その中の黒丸が3つほどあります。建屋の周りにつきましては、41個の井戸を掘っております。サブドレンと言いまして、地下水をくみ上げることによって建屋の中への地下水の流入を防止しようというものです。この効果が見えてきたということでございます。写真が2つほどあるかと思いますけれども、地下水から建屋の中に流入しておりました写真が上の段でございます。ちょっと見づらいのでありますけれども、光って見えるところがございますけれども、これが地下水が建屋の中に入っていた状況でございます。これがサブドレンをやる前でございますけれども、サブドレンによりまして建屋の周りの地下水を水位を下げたことによりまして、下のほうの写真のように乾燥してございます。地下水の流入がなくなったという状況でございます。サブドレンの効果につきましても具体的にまだ評価できる状況ではございませんけれども、このように実質的に地下水の流入が下がってきたということが確認されたという状況でございます。これが1点でございます。

それと、もう一点だけご説明させていただきます。8分の6ページでございます。これも同じく右側のほうですけれども、矢羽根の1つ目のところでございますけれども、3号機の原子炉の中に入りまして、さらに格納容器に入ろうとしてございます。その際に3号機につきましては、若干格納容器の機器ハッチのところから水が出ているという話もありましたり、また汚染が非常に高いということがありまして、なかなか近づけなかったわけですけれども、右のほうに写真が3つほどありますけれども、ロボットを使いまして溶融物を撤去したり、掃除をしたり等々している絵でございます。このようなロボットを使いまして除染をしているような内容も紹介されてございます。また、一番右側に小さなロボットがありますけれども、こちらにつきましては……

〔何事か言う人あり〕

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 済みません、先ほどの除染につきましては2号機の話でございます。左側下の話でございます。

3号機の機器ハッチの調査につきましては、この一番端の右端の小型ロボットです。若干のすき間がありまして、その中にこのようなロボットを入れまして中の様子を見たということでございます。特徴としましては、スマートフォンを使いまして映像で内容を確認したという形になってございます。このようなことをやりまして、格納容器に近づくような努力をしているということをご説明したかったものでございます。

そのほか、大きな話としましては特にありませんけれども、8分の8ページでございますが、作業者の話でございます。左側にグラフがございます。作業者1日当たり7,000人との話がございましたけれども、今も相変わらず7,000人前後で推移しているというような状況になってございます。また地元の方々の人数の割合でございますけれども、こちらにつきましては約50%ということです。若干ふえたという状況でございます。

その下のグラフにつきましては、一月平均当たりの作業者の被曝量を示したものでございまして、

引き続き低い値であります。ただ、これは平均値でございますので、ここの管理につきましてもしっかりやっていきたいというものでございます。

また、右側のほうにつきましては一番上のほうはアンケートの話が書いてあります。その下につきましては、インフルエンザ、ノロウイルス関係の話が書いてございまして、これも例年と同じでございますけれども、無料で予防接種等をさせていただいていると。それによりまして大規模な感染等がないように徹底しているというものでございます。

説明としましては以上になります。

○委員長（渡辺英博君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意見ございませんか。

9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 海側の遮水壁の鋼管矢板、海側に倒れているという報道出ていると思うのだけれども、全然それに触れないのだけれども。遮水壁の使用で、中の汚染水ないし水が滞留してきたから押されたのだろうと思うけれども、いろいろ数字上それなりの人が積算して出した数字がおぼつかなかつたということしかとりようがないのだけれども、それに対してどういう手当てをして、どのようにこれがなったか、把握しているのであればちょっと説明して。

〔10時35分塚野芳美議長入場〕

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 大変申しわけございませんでした。海側遮水壁につきましては、鋼管矢板が海側のほうに湾曲していると、たわんでいるという状況でございます。こちらにつきましては、どういう状況かといいますと約30メートルの鋼管矢板を打ち込んでおります。そのうちの20メートルは土の中、要は海底面の下になっております。10メートルほど海水の上に出ているという状況でございます。海水につかったり、また気中にあるという状況でございます。これは、どうしてたわんだかといいますと、海水の水圧、それと地下水の水圧がありまして、現在海水面より地下水の面のほうが約2メートルぐらい高い状況でございます。そのために、押す力がどうしても海側のほうに傾いているという状況、向かっているという状況でございます。そうしますと、構造物につきましては、どうしても応力としましては海側に行きます。その結果、最大20センチほど傾いたという状況でございます。こちらにつきましては、そのような状況であっても健全性は維持できるという評価をしてございます。ただ、今後の水圧のかかりぐあいを均等にするために現在どういうことをやっているかといいますと、鉄骨のアングルを上のほうに一つ一つつなげまして、均等にたわむような形になるようしているのが現状でございます。それが1点と、もう一つ、たわんだことによりまして陸地の部分に、今フェーシングと言いましてコンクリートを打っているわけですけれども、そこに亀裂が入ってございます。亀裂が入りますと、そこに地下水が入っていきますので、地下水の浸透するというのは好ましくはございませんので、防水処置を現在やっているという状況でござ

います。

説明としましては、以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） それだって、データ今まで何十年間の港湾中の水位高、最大限で幾ら上がつて、今度鋼管矢板の内側で満水になつたら、差額2メートル、3メートル、内陸の水が上がつてくるわね。そのときに、ポンプアップして処理をするのだが、しないのであれば差額のあなたが言う、説明したメートルで応力計算、橋梁計算と大して変わらないからね、これ。そうしたときに1,000の鋼管を使っても、1,200の鋼管使っても、2カ月計算したときにそれなりの数字は出てくるわけだし、最大限の鋼管矢板を使った状態で、どうしても負けるかもわからないといえば、できるかできないかわからないよ、私専門屋ではないから。鋼管の中に羽根を溶接したって対応はできるわけなの。何でこんなに言うかというと、待つたなしの仕事をしてもらいたい、安全を100%以上保つてもらいたいから言っているの。これが許容の中だとかって自分の頭で思つてはいるのでは、とんでもない話だから。そうすると、被災地でいろんな国直轄の事業をやっていくにしても、国の説明も理解できなくなる、信用できなくなるし、東京電力さんの説明も理解できなくなってしまうのだよ。大丈夫だということでやっていて、それは想定の中だと言ひながらも表面20ないし30コンクリートで鉢巻きというのではないけれども、とめておくのだから。その可能性、予測しているなら頭とめる必要ないのだし、逆にとめるのであれば内側に引っ張り込むようにして打つという手もあったわけだと思うのだ。待つたなしの事業をいろんな工種でやっていくのであれば、やっていかなければならぬのだから、今少ししっかりした対応してもらえないかな。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） ご指摘ありがとうございます。まずは、今鋼管矢板の手前側の水位につきましては、先ほどご説明しましたように今は約2メートルぐらいの水位差で確認しているという話をしましたけれども、今後はそれがだんだん下がつていくという、下げる必要がございます。それは、建屋の中に地下水を入れないためなのですけれども、そういうことですと、つまりどういうことかといいますと、これ以上鋼管矢板に今以上の応力がかかることはないということでございます。今が最大だというふうに理解してございます。したがいまして、何を言いたいかといいますと、これ以上大きく応力がかかることはないので、余りご心配いただかなくていいのかなというところでございます。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） やつた結果がこういう結果になっているから心配しているの。これ以上の心配することないという心配でなく、絶対大丈夫ならいいし、今度この幾らの鋼管だかわからないけれども、それが海水、湾内のほうから10メートル出ているのだけれども、10メートルの中で平均に反つているのなら構わない。JL海中の中のところで円形のやつが変形して、曲がつているのだからも、ど

うなのだからも私らわからないの、結果だけで。結果だけで。だから、大丈夫ですと言われても、今世界的に天候が悪いわな。逆に、今度港湾の中の海水の水位だかが万が一下がって上がったらはどうなります。これだって可能性ないということでないのだから。2倍、3倍の強度計算しているのだからもわからないけれども、なってから、現状なっているわけだから、少し言葉選んで話をしてもらいたいのだ。言い切るのは構わない。言い切るのは構わないけれども、ここで会議録残っているのだから、これでそれ以上のことあったときどうするのと言っているの。とにかく、私たちは安全100%以上であれば別に構わないの。その点、頭に置いてやってもらいたいの。ここで軽はずみな答弁してもらっているということは、戻ってもその対策しないということにしか私は思えませんから。

○委員長（渡辺英博君） その辺を含めて石崎代表に答弁をお願いします。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 高橋委員からのご指摘ごもっともだと思います。まず、冒頭おわび申し上げなければいけませんけれども、そういう資料をちょっときょうこの中に入っていたかったことは、まずおわび申し上げます。本当に申しわけございません。

そして、今ご指摘のご趣旨は、とにかく念には念を入れて心配ないようにやれと、これはもうごもっともであります。今塩原が説明しましたけれども、実は社内でも今回の事象についてはいろいろ検討をしたほうがいいという話も今あって、総合的に今検討はしております。ただ、今のところ先ほどの説明あったように想定の中の心配要らないレベルだということではありますけれども、やはり今後何があるかわからないと。今回の事故も想定を超えた、想定外だという言い方は通用しないというものでありますので、とにかく私どもは安全第一で、そういうご指摘も踏まえて今後しっかりとやってまいります。いろいろ今、実は製鉄所なんかでもああいう護岸の工事で鋼管矢板が傾くというようなことがあったという事例は聞いておりまして、そういうことを、事例を参考にしながら今対策をさらに深めることも検討しておりますので、ご趣旨踏まえてしっかりとやってまいります。ありがとうございました。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 私ちょっと聞きたいのは、労働環境改善がよくなつたという話が出ているのですが、8分の8の中でどうしても気になるのが、平均1日当たり6,600人。ただ、総合的に6,600人はいいのですが、基本的に各作業に当たる場所において人数が簡単に言うと、ちょっとお聞きしたりすると、ベテランの方がやっぱり放射線の関係で少なくなつてきていると。新人の方たちも入ってきていると思うのですが、延べ人数で言ってしまうと最終的に時間的な入る方たちの人数もあると思うのですけれども、そうなつてくると本来6,600人が妥当な数なのか。私が心配しているのは、今この中に書いてある作業員が若干福島県外云々と出ている下に、地元が若干50%ふえたというのですが、ただ、これはふえただけであって、実際的に作業的に必要な人数以上にふえたということではないと

理解しているのですが、その点お聞きしたいのは今の作業に当たって6,600人ほどが正しく、簡単に言うと正式にこの人数あれば何とかなるということなのか、それとも。その点がちょっとあやふやではないかなと思って、そこが心配なのですけれども。ただ、環境改善についてはある程度改善します、何しますというのいいのですが、本来の個人的な環境というものに対して深く書いていないように思われるのですけれども、その点ちょっと教えていただきたいのですが。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） この6,800とか、こういう数字は、実際に発電所の中で働いていただいている数字でございます。これともう一つ、登録している数というのは別でありますて、こちらは1万人を超える数の方が登録されてございます。ですから、その1万数千人の中からその日仕事のある方が7,000人弱だというのが実態でございます。これが1点と、もう一つやはり委員ご心配されております経験年数の少ない人が多いのではないかという話は実態としてはございますので、そういう方々の入所時の教育とか安全のための研修とか、そういうのを充実していく必要がございます。そういうのも適宜やっている、さらに充実させる必要があると考えておりますて、やっている状況でございます。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） わかるのですが、私が1つだけ心配なのが、常に入っている数が同じ方が何回も入ってしまうのかなと思ったり、また関連企業さんも基本的にお聞きすると、ある程度年齢たっていても実際的作業員がいないから無理してやらなければいけない、それはありがたいことなのですけれども、そういうような個人的な人間的に無理があるような作業をしていないかなと、その1点だけが心配なのですけれども。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ご心配をおかけして、本当済みません。

今作業員の方は、今土木関係の仕事が多いので、これだけの人数になっております。そういう関係で、今まで発電所の中で働いていた経験がない方も入っているのも事実でありますけれども、先ほど塩原言いましたように、入所時教育というのを充実を今させております。

それからもう一つ、人身事故があつたりしましたので、安全教育面でも非常に今充実をして、正門の外に安全体験施設をつくって、それを全員に受けていただいているというようなこともあります。

それからあとは、放射線の被曝の問題でありますけれども、これはやはりどうしても被曝されることになるのですが、その管理は非常に今厳格にやっております。事故直後は、非常に線量計も足りなくて大騒ぎになって、大量の被曝をされた方が何人も出てしまったと、そういう反省を踏まえて今きちんと管理をして、ここにもありますように今、月平均で1ミリシーベルトを下回るようなレベルになっておりますので、年間でも20ミリを大きく下回るようなレベルで管理をしていただいている。

おっしゃるようにベテランの方がどうしても被曝が多くなるという傾向がありますので、ローテーションを組んでいただきて、例えば1週間高線量のところを働いたら、次は低線量のところに行っていただくとか、そういうきめ細かい管理もしていただくようになっておりますので、とにかくそういうことをこれで満足せず、これからも充実を図ってまいります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 今の説明でよくわかりました。ただ、日本人というのは、何分、年とると勤勉になってきてしまう。無理もその勤勉の中で、簡単に言うと見えなくなってしまう。すると、ある程度ベテランの方が無理して普通以上にやってしまうのは人間性もあると思うのです。まして東京電力に勤めていたベテランの方たちは、意識、または職業意識が強い方たちが多いと思っています。だから、そういう面で無理してでもこれをやらなければいけないという形の方も結構いらっしゃると思うのです。私知っている中も結構多い。そうすると、やっぱり幾ら東京電力で管理をちゃんとしているとしても、やっぱりおのの個人はそういう状況も結構あるかと思いますので、無理かと思うけれども、そういうのを踏まえてこれからも管理体制よろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか、今。

○4番（宇佐神幸一君） はい。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

遠藤一善君、3番。

○3番（遠藤一善君） 済みません。まず、1つ目が凍土方式の遮水壁の件なのですけれども、陸側も終わって大分進んできたと思うのですけれども、一応海側部分が11月に完成ということで、今後の見通しと、あといろんなことをしていることによって汚染水が減らされてきているみたいなのですけれども、その辺がこれをすることによってどの程度汚染水がなくなっていく方向に考えているのかということをもうちょっと詳しく、この先のスケジュール等を含めて教えてください。

それから、8分の2のところの雑個体廃棄物の焼却なのですが、当然モニタリングはするのかと思いますが、バグフィルタつけてやっているし、出ないとは思うのですが、この煙突のモニタリングは、煙突から出てくる排気、出てくるもののモニタリングはどういうふうにする予定で、その後その結果はどういうふうにするのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） まず、汚染水対策の中で地下水への流入量がどのくらい減ってくるのかということかと思いますけれども、そちらにつきましては、これは目標なのですが、中長期のロードマップの中では来年度、2016年度中には、現在300トンほど毎日入っているものを100トンにしたいと考えてございます。その後、原子炉建屋とタービン建屋を切り離すようなことを考えまして、滞留水を減らすということをやっていきたいと思います。これを2018年

にまずはやりたいと考えてございます。最終的には、どういうことになるかといいますと建屋の流入箇所の補修等をやりまして、滞留水の水の処理を終わらせようというのが最終的になりますけれども、それにつきましては大体2020年、オリンピックの年ぐらいまでに何とか解決したいというのがざっくりした目標になってございます。

もう一方、もう一つのご質問ですけれども、焼却炉の排ガスの管理ということでございます。当社のフィルターにつきましては、バグフィルターの先にヘパフィルターといって、さらに吸着性能のいいものをつけてございます。その後に排気筒が、煙突です、がついておりまして、煙突の中に放射性物質をはかる装置をつけることになります。粒子状のものとガス状のものをはかるということでございます。これは、事故前から焼却炉等ございましたので、同じような仕組みで管理する予定でございます。公表の仕方については、まだ具体的なものはございませんけれども、こういうデータにつきましては当然ご関心が高いと思いますので、よく見ていただけるような形で公表することになるかと思っております。済みません、公表の具体的な話は、申しわけございませんけれども、今はまだわかりません。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ありがとうございます。

まず、凍土遮水壁で原子炉建屋の中の汚染水を外に出さないというのが第一の目標があって、ただそれはどちらかというと漁業者とか海に関するところが強いと思うのです。水がいまだに蒸発して飛んでいっていると思っている人は多分少ないと思うので、どっちかというと漁業者。今何でちょっと、当然モニタリングしているということは、もうすることはわかっていて質問させていただいたのですが、いまだに東京電力の第一発電所から空気に乗って汚染物質が関東とか、そういうところまで飛んでいっているということを言われる方がいまだにまだいるのです。最後には、放射線全部管理されていないだろうと言われれば、それは外部に若干漏れているのはあるので、いたし方ない感はあるのですが、本来事故前のように100%の状況で放射性物質を放射線管理区域から外に出さないというのが本当なのでしょうけれども、でもやっぱりそういう風評被害がいまだに県内でもあれば、関東では時々線量がどこどこだと上がって、上がったから、それは福島第一から飛んでいったもので上がるのだというようなことを平気でというか、今でも言われることがあるので、ぜひともそういうところの風評をきちんと払拭する公表の仕方を、特にまたこういうもの燃したなんていうとそういうことになるので、そのところをもうちょっとお願いしたいというふうに思うのですが。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 遠藤委員のご指摘ごもっともであります。いまだにいろんな風評があるというのも、私ども承知しております、そういう風評を払拭するために、今政府とも連携をとって、県とも連携をとりながらいろ

いろいろはありますけれども、いまだに続いているということで、これからもいろんなことをやつていかなければいけないと思っております。

あとは、私どもができることは、やはりきっちとデータをわかりやすく適宜提供させていただくということが大事だと思っておりますので、そこはきっちりやらせていただきますし、それから先ほど塩原が説明しましたけれども、もちろんこの減容化施設の煙突そのものにもモニタリングつけますけれども、さらに敷地の中にも1号のカバーを外すときに問題になりまして、ダストをモニタリングするものを増設したり、さらには敷地境にモニタリングポストというものがありますけれども、そこでしっかりと数字も管理するということを徹底しておりますので、今後情報をしっかりと提供させていただきながら風評につながらないようにという努力はしてまいります。ただ、それだけでは例えば関東のお話がありましたけれども、関西方面でもいまだにいろんな風説があるということも聞いておりますので、別途そういう風説、風評対策というのはしっかりとやっていきたいと思っておりますので、またいろいろご指導いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） よろしいですか。

○3番（遠藤一善君） はい。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 資料の8分の8で、作業員の線量について質問させてください。

先ほど代表からも話ありましたけれども、年間20ミリが被曝線量目安で、それで月平均1.7ミリであるところを1ミリだから大きく安定しているという話ありました。その下に大半の作業員の被曝線量は被曝限度に対して大きく余裕のある状況だというふうに記載もされているのですけれども、やはり第一原発構内で1年半働いて、19ミリの作業員が白血病ということで労災認定受けているのですけれども、やはり20だから余裕があるとか、月1だから余裕があるとか、そういうふうなことではなくて、もう19ミリでも白血病が発生しているというのは事実ですから、それを厚生労働省が認定していますので、余り線量というのは100以下だから大丈夫だとか、そういうものではないのかなと私は思うのです。これは、個人差もあることだから、一概にこの線量では全てが危ないということは当てはまらないとは思うのですが、その辺こういう書き方、大きく余裕があるというとちょっと錯覚のように見えるのですけれども、現実とかけ離れていると思うのですが、その辺はどのようにお考えになりますか。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 副委員長、ご指摘のとおりの内容でございますが、ここに書いてあります線量限度に対して大きく余裕というのは、ご説明のあったとおりでございます。法律に対しまして余裕があるということだけでございます。一方、白血病等々の話、また放射線につきましては受けければそれなりの障害があるだろうという前提のもとで仕事をしております

ですので、放射線はなるべく無駄な放射線は浴びないということは放射線管理の基本中の基本でございますので、しっかりと放射線の被曝計画を立てまして無駄な被曝ないように管理させていただきたいと思っております。幸いといいますか、先ほど代表のほうからも発言がございましたけれども、震災当時できない状況がございましたけれども、2013年の12月以降につきましては法令に基づきます被曝管理がしっかりとできています。また、その年20とか、正確には年50なのですけれども、それを超えるような作業者がそれ以降は発生していないということでございます。ただ、それで満足していいのかということが委員のご指摘だと思います。それにつきましては、先ほど言いましたように無駄な被曝はさせないということをしっかりと今後とも徹底していきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 今の説明ですと、法令に基づいて余計な線量を浴びないようにすると、そういうような説明だとは思うのですが、その法令自体どうなのかなと私は疑問を持っているのです。法令の内で働いていた人が、そういうふうな労災認定を受けているという事実がありますから。ですから、例えば白血病に限らず、高血圧とか白内障とか狭心症とか、いろんな病気に放射線というのを悪さするということは医学的な根拠が出ていると思うのです。やはり法定内だから大丈夫だという言い方ではなくて、法定内であっても、そういう病気というか、そういう発がん対策とか、どんどんどんどん悪化している、発病するまでに至らないまでも、そういう病気の発生を防止するというような何か対策を練るべきだと思うのですが、その辺の考え方、どのように考えますか。

○委員長（渡辺英博君） 塩原副室長。

○福島復興本社福島本部復興推進室副室長（塩原秀久君） 放射線の影響、発がんのリスクが高まるということだと思いますけれども、放射線浴びれば浴びるほどそのリスクは高くなるわけですけれども、私ども生活している上において、いろいろな発がんの要因になる物質がたくさんあります。お酒もそうですし、たばこもそうですし、また運動不足とか野菜を食べないとか、そういうのもあるかと思います。そういうのと放射線の影響を比べますと、これは I C R P といって国際的な放射線の管理する委員会ですけれども、その中では100ミリシーベルトを下回るような被曝ですと、ほかの因子、我々が生活するに際していろんな害を受けるような食べ物を食べたり飲んだりするわけですけれども、そういうものと見分けがつかなくなってしまって、よくわからないというのが見解だそうです。そういう中で、法律で年50とか、5年100とかという数字が決まっておりますので、私どもとしましては、法律をしっかりと守るということは絶対条件、それを守っていればそういう大きな害はないだろうというふうに考えてございます。ただ、全て確率的な話、がんというのは確率的な話ですので、少ない線量でもなる方は不幸にしてがんになってしまうこともあるわけでございます。そういうことで、先ほど言いましたようにしっかりと法律は守りますけれども、さらに無駄な被曝をさせないというのが基本的なルールでございます。先ほど言いましたように、19ミリだと必ず白血病になるということで

はないというふうに私どもは認識してございます。これは、厚生労働省も言っているのでありますけれども、1年間に5ミリシーベルトを超えて被曝して、かつ放射線を被曝した以外に大きな要因がなければ労災として認めましょうというものでございますので、労災基準と被曝限度というのは切り分けて考えるというのが厚生労働省の考え方でございまして、私どももそれに従ってやっているという状況だとご理解いただければと思います。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） これは、勘違いしてもらっては困りますけれども、19になったから全ての作業員ががんになるというような趣旨の質問ではないのです。これは個人差もあるし。ただ、私が言いたかったのは、がんになっていない人でも例えば血圧130の人が140になったとか、持病を持っている人がさらに悪化する要因の一つになるのではないかと、そういうような例えば100ミリを超えると発がんの確率が5%ふえるとか、ICRPのそれは見解なのですけれども、がんに至らないまでの人が病気も悪さする要因になるのではないかというのが質問の意図なのです。東京電力は、あくまでも法令に基づいてという言い方でとことん来ますけれども、その法令自体、私も20ミリになつたら帰つていいよという法令ですから。20ミリで小さい子供を帰せますかというのが私の考え方で、やはり作業員に対しても同じような私は考え持っています。ですから、ぐれぐれもがんにならないからいいのではなくて、がんにならないまでも、そういう予備軍がいっぱい発生するのではないかというものが私の今質問の趣旨なのです。ですから、できれば定期的にいろんな検査、白内障とか白血病とか高血圧とか狭心症とか、そういうものをどれくらい正常な数値よりも高い人がいるのかなと、そういうような健診もやってほしいとは思うのですが、その辺はどうでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） いろいろご指摘ありがとうございます。

やはり作業員さんももちろんですけれども、社員の健康管理も非常に大事だと思っておりまして、健康管理という面では被曝の管理というのももちろんそのうちの一つで大事なものでありますけれども、それ以外にご指摘のようにいろんな疾病要因というのにはありますので、そこは当社の社員については当社が健康管理をしっかりとやっておりますし、それから作業員の方についてはそれぞれの会社にお願いをせざるを得ないというのが実態でございます。そこは、我々は元請さんを通していろいろ注意喚起をさせていただくとか協力をお願いするとか、そういったことしかちょっと法律上もできないのですけれども、とにかくあそこで働く皆さんのが健康でしっかりと元気に働いていただくというのが廃炉の今後の進捗にも非常に大事でありますし、お一人お一人の安全をしっかりと守るということをいろんな方策をとりながら工夫をして、これからも努力してまいります。ありがとうございました。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、そのほか例えば賠償でも何でも結構ですので、東京電力に質問があればお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） ちょっと賠償とも違うのですが、1つ検討していただきたいということで話があるのでですが。

これから富岡町、解除に向けて民間の建物、解体ではなくて役場の施設も民間の施設もいろんなものが修理というような形になるのですが、ご存じのとおり廃棄物は当然個人が、解体以外のものは個人が処分をしなくてはならないのですが、実際に環境省で決めている廃棄物の処分の方法というのはベクレルなのですが、福島県内の業者さん、廃棄物の業者さんはマイクロシーベルトで大体受け入れますよ、受け入れませんよというふうなことをしているのですが、現実的に富岡の居住制限の地域にあったものを受け入れるというのには相当の拒否反応に近いものがあるわけですけれども、結局人間が富岡から外に出るときに東京電力のほうでサーベイをして、きちんと安全ですよという形にして出ていったのですけれども、そういう今度は物に対しても安全に、この物はこのぐらいのマイクロシーベルトしかないですよという、そういうはかる方法というのは間違いなくある、簡単にあると思うのですけれども、そういうことも含めてこれから富岡とか、これは富岡だけではなくて居住制限区域以上のところを抱えているところの物に対して、そういう対策という、地域振興のこれからのためにも風評払拭をしていくためにも、そういうことを進めていかなければならぬのですが、それに東京電力として積極的にかかわってくるというような考えはあるかどうか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 遠藤委員おっしゃることは、非常に大事だと思っております。私どもも復興本社を2013年1月に立ち上げをさせていただきました。今はJヴィレッジをお借りしていますけれども、いずれまた復興本社も移転をして、だんだん復興とともに福島第一のほうに近づいていくということ、近づいて何をするかといえば住民の皆さんができるだけお戻りいただいて、安心してもとの生活を取り戻していただくというのが私どもの目標でもあります、願いでもありますので、そういった中でいろいろ今委員おっしゃるようなニーズが出てくれば、当然できることは何でもやるというのが私どもの姿勢でございますので、そういうお話が出てきたときに具体的にどういうことができるのか、またいろいろ町ご当局や議員の皆さんやいろんな方のご意見をいただきながら対応させていただきます。そういうことで、復興本社はあるというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） それから、これは賠償のほうに多分かかわってくるのかと思うのですが、今と同じように実際に居住制限区域の中に入ってきて作業をしたりとかいろんなことがあったときに、

空間の線量が幾つだとか、安全か安全ではないかというのが、我々ではなくて福島県内の我々の域外の人たちが作業に来るときに、民間のところが始まつてくるとそういうこともあるのです。一回一回呼ぶというわけにいかないので、結局そういう町内で仕事をする人たちはGM管とかシンチレーションとか、結局持たざるを得なくなつてくるというのが現実なのですけれども、そういうのに対する賠償というのはきちっとするような形で考えているのかどうか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） それは、何かそういう作業があるときに必要な、例えばサーベイメーターがどうしても入り用になるので、そういうのを購入したら賠償の対象になるのかというご質問ですか。

○3番（遠藤一善君） はい。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） そこは、ちょっと何ともですね。今のちょっと現状を答えられれば、では答えてもらえますか。

○委員長（渡辺英博君） 星部長。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター部長（星 秀俊君） 今ご質問ありました賠償につきましては、今現状復旧のために立ち入るときの線量計等の購入について具体的な賠償の項目はございませんので、きょうご意見いただきましたので、持ち帰って、そちらについては確認させていただきたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ちょっと今の仕組みはそういうことでありますけれども、いずれにしろ今後町がいろいろ復興過程でいろんなやはりニーズも出てくると思いますので、それが賠償で私どもが対応すべきものか、もしくは私ども社員が行っておはかりをするほうがいいのかもしれません。ですから、そこはちょっと申しわけないですけれども、この場では何ともはっきりとお答えできませんので、またそういう個別具体的なお話がありましたらご相談をいただいて、私どももできることをしっかりやってまいりたいとご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 3番、遠藤一善君。

○3番（遠藤一善君） よろしくお願ひします。東京電力の賠償の中には、放射性物質に由来するものに関して、それが明らかである場合には賠償しますということを一番しょっぱなのところできちつと書いているのですが、我々通常だったら町内で仕事をする人は、そういう検出機械なんていうのは必要ないし、そんな心配をされる筋合いもないのです。富岡町に仕事に来てください。いや、ちょっと。いや、そんなところに入れない。いや、これは持つていけない。そういうこと言われる筋合いはないわけで、それをきちっとこちら側が大丈夫ですから、来て点検をしてくださいとか、いろんなことしてくださいというのに、それ一つ一つこれからいろんな住宅でいろんな業者さんが来るものに対して

東京電力さんで全部対応してくれるのだったら、もうそれはありがとうございます。もう、はい、1時間後にここに来てください。はい、次ここに来てくださいということで、ちゃんと窓口つくってくれるのならば、それは一向に構いません。ただ、我々もちろん最低限の例えば第3種の放射線管理の講習を受けたりとか、そういうことはある程度している人たちもいます。そういう中で、やっぱり自分たちで管理していかなければいけないものは管理しなければいけないし、東京電力さんが下職の職人さんを管理するのと同じように、県内とかの人でそういう不安がある個人の人をきっちとそれをしていくのもやはりこちら側のことなので、これからスムーズに復興等いろんなことでがっと入ってくる。橋葉と一番違うのは、富岡は居住制限ですよね、はっきり言われるわけです。幾ら除染をしたからとか、どうとかこうとかではないのです。居住制限ですよね。避難指示解除準備区域と居住制限区域だったところの違いは、そこに大きな違いがあるので、その辺は答えをくれということで質問ではないので、きっちと対応するように考えていただきたい。放射性物質が飛び散らなからしたら、こんな心配は我々は必要ないということだけは事実です。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今委員のご指摘、しっかり受けとめて、できることをやってまいります。よろしくお願いします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 1点ほどお聞きしたいのですが、この前も議会の委員会でもちょっと質問させていただいたのですけれども、今の借り上げ制度等で町民が使って今住んでいる状況下なのですが、一応いろいろ29年度富岡の体制が変わっていく、地元で住んでいくに当たっていろいろ移動されている場合、1回もう借り上げ終わってしまうと東電の今の家賃賠償の関係で今お願いしている町民も多いと思うのです。ただ、一応この前、大分前ですが、東電の補償については30年めどで、この家賃補償的なものが終了するということは言われているのですが、ただ実際的に29年度から富岡町も一生懸命富岡町をつくっていくに当たって、まだ移動できなかった人に、またどうしても戻れない状況がある場合、これから30年以降についての発言以降、どういうふうに変わったのかわかりませんがそういう対処の仕方というのは今考えていらっしゃるのでしょうか。また、それを町に隨時ご報告されているのでしょうか。その1点だけお聞きしたいのですが。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 賠償については、またいろいろそれぞれ皆さん議員として、個人としていろいろお考えがあろうかとは思いますけれども、今賠償が例えば今お話をあった何々がいついつ終わるというものはありません。賠償の考え方は、損害がある限りは、もちろんその放射性物質を飛び散らしたということで、事故による損害がある限りは賠償するというのは、これはもう大原則ですから、いついつ終わるというもの

が決まったものは逆にないというのが現状でございます。では、その後、例えば営業損害について2年分云々というのはありますけれども、2年たつたら終わりということでもないのです。個別のご事情をお伺いして、皆さん方の個別のご事情に応じて、それ以降も皆さん方がどういう選択をされるかによって、また私どもの対応も当然個別具体的にお話を伺った上で考えていくというのが基本的な大きな方針でありますので、ちょっとその家賃云々でどうなのだというのを個別のお話よりもそういう大原則でございますので、そこは何とぞご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○委員長（渡辺英博君） よろしいでしょうか。

4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 今のお話の中で、基本的に賠償は終わらない、期限を設けないというよう捉えたのですが、私としては認識したのですが、一応それでいいのかどうか。

ただ、時々先ほどの件についても結構期限をつけたり、そういうコメントがよくマスコミ等に流れます。だから、基本的に制限、終了しないというか、期限を持たないというのであれば、そのような言葉が出るのもおかしいし。それで、一番は町民はどうしてもこういう状態で、こういう生活をしなければいけないのだという状況下にある方がほとんどだと思うのです。ですから、その中にちょっと誤解するようなコメント的なものが新聞報道に出てしまうと、それで町も実際に町民に対して対応していかなければいけないのに説明の内容がわからない。だから、そういう面も含めて最後というか、もう一度聞きますけれども、基本的に出たとしても賠償はやるべきで、期間は問わないということは間違いないのですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 賠償を終わらせる云々ではなくて、私どもはもうご被害がなくなるように努力をしていくわけです。例えばこの間の営業損害についても2年分払って終わりだというふうにちょっといろいろ誤解をされている部分もあるようありますけれども、政府が示した方針はこの2年間で被害をなくしていくと、そういうことを政府もしっかり支援をするのだと、あわせて東京電力も実態に合わせて、まず2年分をお支払いできるところはお支払いをするということで、政府支援とセットになったものでありますので、その2年間で今、国もできる限り損害をなくしていただくと、そういう方針で、大方針で今進んでいるというふうにご理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○4番（宇佐神幸一君） 最後いいですか。

○委員長（渡辺英博君） はい。4番、宇佐神幸一君。

○4番（宇佐神幸一君） 今言われた、セットと言われたのですが、実際的には国は国でまた地域の支援策が違うと思うし、東電の賠償というものは町民は基本的に国からの税金かもしれません、東

京電力から賠償を個人的にもらっているという意識でちょっとまた違うと思うのですけれども。逆に私が再三心配しているのは、町民が今住んでいるところを追われるのではないか、また生活が厳しくなるのではないかということを常に思っている。その中で途中、途中のそういうことが出てくると不安があるということで、だから最終的に言うと私は町と行政と常に連携をしていただいて、そういうものに対しては対処いただきたいということを考えて質問しているので、言っていることはわかるのですが、それが一応町民の方が認識がないということは、やっぱりその説明、または指導の仕方が足りないのでないかなと思うので、質問させていただいたので、これからそれをもっと強くやっていただくように、また賠償についても行政と強く連携を持っていただくことを願っておるのですけれども、どうでしょうか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ご趣旨よくわかりました。しっかり行政の皆さんともご相談をする、それからもちろん国とも連携をしてということになると思いますけれども、いずれにしましても皆さん方の生活を再建していただくというのが非常に大事でありますので、再建を図るためにいろんな施策が必要だと思いますけれども、そのうちの賠償も一つでございますけれども、お一人お一人の事情を伺って、これからも親切丁寧にやってまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 農作物なのだけれども、富岡町も場所によっては実証実験ということで、まず米をつくっているところがあるのは知っていると思うのだけれども、これ富岡だけの話。富岡町内だけの。それで、農地関係、富岡、今太陽光発電でかなり、特に上手岡周辺、設置するということで今動いているのだけれども、やはりそういうものにまぎらない農業従事者、なおかつ実証実験どういう形になるかは別としても、どうしても俺は米つくりたいのだ、野菜つくりたいのだと、そういう人が今後ふえてもらわないと町に帰る人も少なくなるから、国で決めている米、各種別の農産物の規準値を満たしているものであれば、まず東京電力さんほうで食事提供している施設がそれなりにあるのであれば、そこで優先的に使ってくれるような配慮、つくっている組合といつても今度、南双葉農協とか合併問題でどうのこうのというのもあるのだけれども、富岡は富岡単独の組織をつくって、そこから供給してもらうとか何かという形独自につくって、戻って農業をやる人の起爆剤に、東電さんのほうで協力してもらえるかな。どうでしょう。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 高橋委員おっしゃることは、本当に私も大事だと思っています。実はこの間、富岡で実証的にお米を作付されて、刈り取り終えたお米を実はちょっといただきました。全部で60キロいただいて、とても一

人で食い切れないで、実は私がいる寮で寮生ともどもおいしくいただきました。もちろん検査をした結果ということでいただきましたけれども、本当においしいお米、まずはありがとうございました。私どもも本社の食堂で福島県産のお米や野菜を使っています、既に。それから、大熊町につくった給食センターでもお米、野菜、豚肉は福島県産を使っています。これから、いろんなところで作付がされて出してくれれば、当然私どももいろんな方策を講じて使わさせていただくことをもちろん積極的にやってまいります。これはお約束をいたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 9番、高橋実君。

○9番（高橋 実君） 知らなかつたもので、ありがとうございます。

それで、県内一円と言われても、特に富岡の場合は実証実験でつくって規準値だといつても、外部に販路を広げるといつても、多分よその中通りとか会津より大変なわけなのです。だから、そこら辺をできればはつきり言って富岡町内主に考えて、足りない部分をだんだん近隣自治体町村関係から補助してくれるような形で、とにかくそうでもしないと本当に富岡に戻ってくれる人が少なくなってしまうから。やはり戻って農業やるのだと、できるのだと、つくっても売れるのだと、そういう意欲を持たせるように、極力でなく全面的に協力してください。どうですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 当社として、当然積極的にするのは当たり前であります。加えて、これ以前皆さんにもお話を差し上げたかとは思うのですけれども、応援企業ネットワークというのをつくりました。去年の11月に発足しましたけれども、そのときは当社を入れて11社だったのですけれども、今はそれが数がふえて21社になりました。従業員数では、恐らくもう30万人を超えて40万人近くだと思いますけれども、社員を入れれば100万人を超えるような多分大きな組織になっていますので、そういった会社で福島のものを優先的に使う、購入させていただく、さらには家族で福島に旅行に来ていただとか、今そんな取り組みをやっています。ちょっとなかなか目立たないのですけれども、そんなこともやっていますので、そういう中で富岡の皆さんのがおいしいお米とか野菜つくっていただければ、そういったところでまた活用させていただきますので。これからも積極的に努力をいたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） 先ほど石崎代表のほうから今現在復興本社がJヴィレッジのほうに内に設置されていると思うのですが、30年か何かには県のほうに返還しなければならないということで、復興本社自体を先ほど代表のほうから第一原発の近くのほうに持っていくというような、移転させるというようなお話ございましたけれども、ぜひこの件は富岡町のほうにやはり一つでも電力さんの施設、そういうものを持ってきていただかないと、いや、大熊町には給食センターないし社員寮をつくるとか、あとは楓葉町にも社員寮を何年度に建設するとかいう記事が出てきますと、あれ、富岡町は何なのだろうと。やっぱり一つでもそういう明るい話題がないと、我々帰還する人間の意欲がなくなる。

明るさが見えないというか、ぜひともこれは当然移転しなければならないと思うのです。早い時期に富岡町の場合は29年4月にならないと帰還できないのですが、この件だけは十分考えていただかないとバランスのとれた電力さんのいろんなこれからの中興の施策の中で、やはり大熊町は何々、富岡町は何々を、檜葉町はこういう形で、また広野町は火力発電所があるから社員寮も社屋もあるというふうにバランスのとれた施策をしていただけるかどうか、その辺代表のほうに伺いたいと思います。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 黒沢委員がおっしゃったことも非常に大事だと私どもも思っております。そして、会社としてできること、会社だけではできないこと、いろいろありますので、そこはまたもちろん富岡町の皆さんとも行政の皆さんともご相談を実施し、県や場合によっては国とも相談をしながら、今委員がおっしゃったようなことを踏まえて、これからも考えていく必要があると思っていますので、最大限努力をさせていただきます。また、逆に仮にいろいろお話をこちらからご相談に伺うことがあれば、ぜひいろいろご協力を賜りたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○委員長（渡辺英博君） 8番、黒沢英男君。

○8番（黒沢英男君） たまたま先ほど代表のほうから復興本社の件が出ましたので、これはぜひともその点を考慮していただいて、やはり富岡町にもにぎわいをもたらすということで、やっぱり一人でも多くの帰還できる人が来るように、にぎわうようにしていただかないと、帰還する人間の意欲というのが何となくまだ出てこないみたいな感じしますので、その辺も考慮に入れて、ぜひともお願ひします。お願いしておきます。

○委員長（渡辺英博君） 要望ですか。

○8番（黒沢英男君） はい、要望です。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

副委員長。

○副委員長（安藤正純君） 代表に質問させてください。

先ほど代表の答弁の中に終わりではないのだと、終わったというものは一つもまだないのだというお話があったので、それで私一安心というか、ちょっと心配事があったものですから。やはり営業損害に限らず、いろんな損害が続く限りという考え方があるということで、今まで東京電力は国の原賠審の指針、これに基づいて払ってきていますよね。この原賠審がないと払えないのだという考え方なのかやはり社長がおっしゃるように被害が続く限り賠償に終わりはないのだという考え方なのか、その辺をちょっと質問なのですが、富岡町、大熊、双葉、浪江、この4町なんかは帰還困難区域も抱えているので、代表が言うように2年で復興できるかと。2年たって、例えば27年まで賠償いただいて、プラス2年でも29年までですから、29年で例えば帰町したとしても困難区域なんかはまだまだ帰れない地域だし、居住制限とか困難区域に住んでいる人はそう簡単には営業再開はできないと思うのです。そ

ういうふうな地域が富岡で、大熊であり、双葉であり、浪江であると思うのです。今の賠償って、12市町村を基準にある程度決めていて、本当に困難区域を抱えているようなところの賠償の内容だとは思えないのです。そういったときに、さっき代表が言ったようなことを発信してもらいたいのです。本当に事業をやっている人で、もう2年で終わってしまうのかということで心配している人がいっぱいいるのです。終わったということは一つもないのだということを発信してもらいたいのですが、その辺代表どうですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） まず、発信が足りないということは私どもも反省しております。必要だと思っております。

それから、今までの賠償の中で、逆にちょっと誤解があつたら訂正をさせていただきますけれども、期間を区切って終わったものも細かい話ではございます。ただ、それはもう被害が一応収束しているだろうということで終わったという細かい賠償の中身はございますけれども、例えば営業損害にしろご商売されている方、それから農業をされている方の賠償は、一応中間指針等で例えば農業だったら28年12月とか、そういう区切りが表示されていますけれども、そこで終わりだということはないのです。そこから先の賠償の仕組みが決まっていないという意味でありますから、そこは一律的に、これだけ大きなご被害を与えてしまったので、ある基準を設けて一律的に、その基準に当てはまる皆さんについては一律的に賠償をするということで、そういうルールがありましたけれども、そのルールを超えて、まさにいろいろな方がいらっしゃるので、そこから先は個別具体的にお話を伺った上で対応しなければいけないというのが1つあります。それから、そこから先のルールが決まっていないものはこれからつくって、早期にお示しをして、また賠償の仕組みをつくってお支払いをするということになりますけれども。ただ、そうあっても全部の方がそれでご満足いただけるようなものになるとは思っておりません。ですから、私が何回も申し上げている最後は個別具体的にお話をきちっと伺った上で、お一人お一人の賠償をしっかりお進めするということが大事だと思っておりますので、大きく言うとそういう方針になっているということはぜひご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） ということは、例えば今賠償指針に基づいて国の指針の決定でお支払いしていますけれども、今の代表の説明だと個別ということは指針と関係なくとも、申告があればそれを精査しながら個別にお話は受けますよと、国の後ろに東京電力がいるような、前面に今国がいるような感じ私は受け取っているのですけれども、国の指針と関係なくともやりますよということでおろしいのですか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） ま

さにそこはもう個別具体的なお話になりますので、絶対それでやるということではなくて、とにかく個別具体にお話を伺って、私どもの事故でご迷惑、被害を与えてる場合であれば、当然そこは賠償するのが大原則だということを申し上げているわけです。ぜひこれから、ご商売されている方もいろんなケースがおありかと思います。今ちょっと余談ですけれども、政府でつくった官民合同チームというのが個別の事業者の皆さんにヒアリングをさせていただいていると思いますけれども、そういったところにも実は社員を八十数名送り込んで国と一緒にヒアリングをさせていただいているところでも、そういう中で賠償と賠償以外のどういう施策が国としてとれるのかを今至急詰めているところでありますので、そういうことをぜひ逆にご商売されている方はまたいろいろご意見を伺わさせていただいて、今後の国のそういう施策にも反映していただきたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

以上です。

○委員長（渡辺英博君） 副委員長。

○副委員長（安藤正純君） ありがとうございます。

先ほどスタートでお願いした、今代表がおっしゃったような一応の目安という大枠は決めているけれども、それで終わりだという話ではないという話しされましたけれども、かなり事業をやっている方で心配している人は多いです。今の説明を理解していない人も多いです。実は私もその中の一人なのですけれども、そういうことをできるだけパンフレットでも何でも結構ですから、今代表がおっしゃったようなことをやはりPRというか、お知らせ、それをしてもらいたいのです。それで安心する人は、経営者はかなりいると思うので、そういうPR活動を、こうですよというような説明文を入れたようなものをやっていただけませんか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 今安藤委員がおっしゃった、その必要性はよくわかりますので、どういったやり方がいいのかも含めてもちろん検討はさせていただきます。それから、今官民合同チームが私どもが把握しているのは8,000社あるというふうに思っておりますけれども、その8,000社全部回ってヒアリングをさせていただくこともありますので、そういうことの結果も考慮しながら、しっかりとおっしゃるようなPRといいますか、発信をどういうふうにしたら一番わかりやすいのか、そういうことも含めて検討してまいりますので、よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 今の関連とか、前段の質疑応答の中でちょっと気になったところ、ちょっと質問させてもらいます。

先ほど4番委員さんが言った質問の中で、賠償が終わったものはないという答弁聞いたのですが、

これ私たちの勘違いかどうかわからないですけれども、1日の委員会の中でその話がちょっと出来まして、個人的に家賃賠償しているやつが30年でもう終わりだよという新聞報道もなされたということを聞いているのですが、私も実際わからなかつたのです。きょうのやりとりの中で、そういうもの、終わったというものはないですよと聞きましたので、私安心したのですが、それは本当に終わっていないのかどうか。個人で直接請求している家賃賠償です。

その点1点と、あと今の安藤副委員長のやりとりの中で、まさにそれも賠償の問題ですけれども、賠償が終わったものはないよと言ひながらも、電力さんイコール国のはうも営業損害もまず4年で切って、またいろいろ見直して、今度2年追加しますよということなのですが、その追加も聞くところによると売り上げ増になった会社とか、あと利益増になった会社はもう終わりですよという話も聞くのです。当然売り上げ増になった会社、利益が増になった会社も当然原発の事故のための損害はもうなしになってそれだけ利益上げているのだなと、売り上げ上げているのだなという形で、もう賠償終わりですよという考え方も一つの方法かと思うのですが、今回一番この賠償で問題になっている点は、我々被害者がこうだよというのには余り耳傾けないで、国と東京電力が一方的に賠償の指針を決めていると。町のはうでも、いろんなこと要望なり何なりしていると思いますが、それはなかなか聞いていただけないというのが現状なのかなと思うのです。そうしますと、例えば富岡町で営業していた企業が売り上げ3倍、5倍、10倍に上がったと、避難してね。利益も倍増したということになれば、確かにもう損害はないだろうという捉え方にもなろうかと思いますが、やっぱり富岡町で営業していた企業なりなんなりがよそに行って生きていくというのは大変なのです。今は、こんなこと言って申しわけないですけれども、建設業でも自動車業でも何でももうすごい人が全国から入ってきてますので、沸きに沸いているような状況が見られます。これが今から3年、5年たつたらどうなると思いますか。除染とか、そういうものが終わったら、もう人もいなくなつて商売なんか成り立ちませんよ。いわきとか、福島、郡山に張りついて今生きている会社もいっぱいあります。そういう人たちは、やっぱりよそから行って今度新たな客を探すというのは大変な努力が必要だと思います。実際、損害出てくるのは5年先、10年先だと私は思っています。今分には東電賠償とかいろんなものありますから、国の補助金とか。そういう部分で潤っていますが、5年、10年後には必ずこのひずみ来ると思っていますが、その辺はどうお考えしていますか。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 渡辺委員のご質問で、まずちょっと冒頭もう一度繰り返させていただきますけれども、終わったものはないというふうに先ほどお答えしましたけれども、その後にお話ししましたけれども、細かい賠償については既にもう終わったものもございます。ただ、考え方として今大きな賠償、営業損害とか農業の問題とか、いろいろありますけれども、損害が続いているものについては賠償するという大原則でありますと、そういうことを申し上げました。

それがまず1点でありますけれども、今委員がおっしゃるように例えば営業損害も震災前の利益を超えるような利益を上げていれば一応そこは賠償対象ではなくなるというのは、これはあります。今の仕組みで、そこはもう損害がその部分についてはなくなつたというふうに扱っているのも事実であります。ただ、今回ある特需みたいなものがなくなれば、また商売が成り立たないとか、戻ってこられて商売が成り立つとは思えないとか、いろんなケースがあると思いますので、そこで先ほどご説明した官民合同チームというところで、各お一人お一人ご商売されている方のヒアリングをさせていただいております。皆さん方が例えば再開をされるのか、避難先でもう再開しているから、戻らないでそこですっというとか、いろんなケースがありますので、そういうケースにどういうふうに国としてさらに支援ができるのかというのを今ヒアリングをしております。その間、賠償については当面2年分と言われていますけれども、営業損害については2年分をお支払いしろという政府からの指示があって、今それも当社として進めているところでありますけれども。ただ、いずれにしましてもそういう方式でやっていることも全部それで終わりですよとはいさかも言っていないのです、私どもも。それでも、個別具体的にちゃんとお話を伺って、どういう対策が必要なのか、賠償が必要なのかというのは、もう個別にご判断させていただきますと。そういう大きな仕組みとして、今政府と一体となったものが動いておりますので、そういうことでご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 大きな意味でその中身はわかります。何といいますか、今政府と一体になって合同チームで8,000件、8,000社ですか、くらい聞き取り調査をするということで、その結果が出てくれば指針が決まつてくるのかなと思いますので、ぜひ例えれば利益が出た、売り上げが上がった、この会社はもう大丈夫だろうということで一時切ったにしても、また復活できるような体制づくりしていただければ、私はありがたいのかなと思うのです。

あと、賠償を切った、切らないという話、一番前段でした話なのですが、私切るとか切らないとかそういうのはどうでもいいのですけれども、町民から聞かれたときにやっぱり答えなくてはならないから、家賃の直接請求している方は30年で終わりだよという報道があったということで、私わからなくて、あれ、全然知らなかつたなんていう話でしたのですけれども、それが本当なのか、本当でないのか、それだけお聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 星部長。

○福島復興本社福島本部郡山補償相談センター部長（星 秀俊君） 家賃賠償につきましては、先ほど閣議決定ですね、30年の3月まで精神賠償のほうを行うということで、それに応じて当社としても対応しているのですけれども、家賃賠償につきましても一旦は30年3月までということでお示しさせていただいている。

あと、家賃に関しましては住居確保損害のほうの上限額の範囲内でも家賃のほうのお支払い、個別

のご事情をお伺いして対応になりますけれども、そういった対応もできますので、その場合は窓口のほうにご相談いただければと思っています。なので、一旦30年3月までということで今回お示しさせていただいております。

○委員長（渡辺英博君） 10番、渡辺三男君。

○10番（渡辺三男君） 30年3月で一旦終わりだということで、その先も状況によっては続くということですか。もう状況は一切関係なしに切るということなのか。状況によっては続くということだとすれば、続くという形で理解したいと思うのですが。というのは、皆さんそれぞれ事情あってそういう形式をとっているわけですから、その辺の回答をはっきりもらわないと町民から聞かれたときに我々も答えることができないのです。その辺もう一回お聞かせください。

○委員長（渡辺英博君） 石崎代表。

○代表執行役副社長福島復興本社代表兼福島本部長兼原子力・立地本部副本部長（石崎芳行君） 家賃については、先ほど私どもからそういう説明をしましたけれども、これは今回6月に閣議決定があって、政府の方針として出てきた復興加速策の一環としての取り組みなのです。ですから、それは今後2年間で復興を加速させて、復興を加速させるということは被害を全部ではないのですけれども、被害をなくすために2年間で国も東京電力も、国は支援策という形、東京電力は賠償も加速させることで、復興加速の2年間にしようということで打たれた政策であります。そこに当社も今、賠償という形でご協力をさせていただいておりますけれども。ですから、ある意味2年で例えば家賃についても復興を加速させて今後の生活がきちっと成り立つような形でなられた方については、当然家賃賠償というのは終わります。終わることもあると思います。しかし、そうではない方もいらっしゃれば、そこはお話を伺って、ではどういう対策を差し上げたらいいのかということをまさに個別具体的にお話を伺いながら考えるという仕組みであります。そういう前提のお話でありますので、そういう形でご理解いただきたいと思います。とにかくこれからも私どもはしっかりと丁寧に個別のお話を伺った上で対応させていただきます。そのことだけは、何とぞご理解いただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○10番（渡辺三男君） わかりました。

○委員長（渡辺英博君） そのほかございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、質疑を終了いたします。

以上で付議事件を終わります。

石崎代表を初め、東京電力の方にはここで退席いただきます。大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

暫時休議します。

休 議 (午前11時55分)

---

再開 (午前11時56分)

○委員長（渡辺英博君） それでは、再開いたします。

付議事件3、その他を議題といたします。

執行部のほうからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） 委員の皆さんからございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（渡辺英博君） なければ、付議事件3を終わります。

以上で原子力発電所等に関する特別委員会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

閉会 (午前11時57分)